

長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱

(昭和39年2月18日38監第109号)

最終改正 令和6年7月26日6建政技第109号

(趣旨)

第1 建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の入札に際しては、事業の公共性並びに特殊性に鑑み、業者の信用、技術及び施工能力等を重視し、公正自由な競争を図る必要があるので、次の方式により入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うものとする。

(競争入札参加資格基準等)

第2 建設工事の競争入札に参加を希望する業者について、長野県内に本店を有する建設業者にあつては、経営規模その他経営に関する客観的事項（以下「客観的事項」という。）の総合評定値及び長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号。以下「告示」という。）第2第3号に定める項目（以下「信州企業評価項目」という。）による評定値との合計点数（以下「資格総合点数」という。）により、それ以外の建設業者にあつては、客観的事項の総合評定値により、これを発注の標準とする工事金額と対応させて入札参加者を決定する。

2 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）の競争入札に参加を希望する業者については、告示第3各号の状況を審査して建設コンサルタント等の業務の適格者を決定する。

(競争入札に参加することができない者)

第3 次のいずれかに該当する者は競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項第1号から第3号に掲げる者
- (2) 施行令第167条の4第2項第1号から第7号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者
- (3) 法人にあつては「都道府県税」及び「消費税及び地方消費税」、個人にあつては「都道府県税」、「消費税及び地方消費税」及び「個人住民税（個人の市町村・県民税）」を滞納している者
- (4) 営業に関し許可又は登録等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (6) 建設工事にあつては長野県建設工事入札参加資格、建設コンサルタント等の業務にあつては長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有していない者

(競争入札参加資格審査の実施)

第4 建設工事及び建設コンサルタント等の業務の競争入札に参加する者に必要な資格について

は、告示の定めるところによる。

- 2 競争入札参加資格は、3年に1回、定期の審査（以下「定期審査」という。）を行う。
- 3 大型建設工事等（一件当たりの工事の予定金額が10億円（ただし、建築一式工事にあつては20億円）以上の建設工事等をいう。）の競争入札参加資格申請及び特定建設工事共同企業体（建設工事の種類・規模等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。）の競争入札参加資格申請については、随時、審査を行うものとする。
- 4 前2項に規定するほか、知事が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

（資格総合点数の基準等）

第5 建設工事における資格総合点数の審査の項目及び基準は、客観的事項の総合評定値にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）の定めるところによることとし、信州企業評価項目にあつては、別表1に定める審査基準によるものとする。ただし、信州企業評価項目は各建設業者の客観的事項の総合評定値の25%を限度として加点する。

なお、共同企業体にあつては、別に定めるものとする。

（競争入札参加資格審査の申請）

第6 建設工事の競争入札参加資格を得ようとする者は、長野県入札参加資格申請受付・審査システム（以下「システム」という）を利用して必要事項を入力するとともに、次に掲げる書類を提出することにより、知事に資格の申請を行うものとする。なお、共同企業体にあつては第2号、第3号、第5号、第7号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 総合評定値通知書（法第27条の29第1項の規定による通知に係るもの）の写し及び経営事項審査申請時の工事種類別完成工事高の写し
- (2) 建設業許可証明書
- (3) 建設業許可申請書及び別表、営業所一覧表（新規許可等）（別紙二（1））、営業所一覧表（更新）（別紙二（2））のいずれか（法第3条第1項の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る）
- (4) 県税等の証明書
 - ア 都道府県税につき未納の額がないことの証明書長野県内に本店又は営業所等がある場合は、長野県税につき未納がないことの証明書、本店が長野県外にあつて長野県内に営業所等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書
 - イ 消費税及び地方消費税につき未納税額のないことの証明書
 - ウ 長野県内に住民登録のある個人にあつては、個人住民税（個人の市町村・県民税）につき未納の額がないことの証明書
- (5) 法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、個人にあつては身分証明書及び後見登記等に係る登記事項証明書
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入が確認できる書類又は加入義務がないことを確認できる書類（総合評定値通知書において確認ができる場合は提出不要）

(7) 委任状（法第3条第1項の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限り）

(8) 誓約書

(9) 信州企業評価項目の要件を満たすことを確認できる書類

長野県内に本店を有し、信州企業評価項目の加点を希望する場合に別表1に定める書類を提出

2 建設コンサルタント等の業務の競争入札参加資格を得ようとする者は、システムを利用して必要事項を入力するとともに、次に掲げる書類を提出することにより、知事に資格の申請を行うものとする。

(1) 希望する業種における登録証明書又は登録通知書（測量及び建築コンサルタントにあつては必須）

(2) 県税等の証明書

ア 都道府県税につき未納の額がないことの証明書

長野県内に本店又は営業所等がある場合は、長野県税につき未納がないことの証明書、本店が長野県外にあつて長野県内に営業所等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書

イ 消費税及び地方消費税につき未納税額のないことの証明書

ウ 長野県内に住民登録のある個人にあつては、個人住民税（個人の市町村・県民税）につき未納の額がないことの証明書

(3) 法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、個人にあつては身分証明書及び後見登記等に係る登記事項証明書

(4) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入が確認できる書類又は加入義務がないことを確認できる書類

(5) 委任状及び常駐する配置職員を記載した書類（様式任意、委任状に記載でも可）（主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限り）

(6) 技術者一覧表及び技術者等経歴書

(7) 誓約書

(8) 決算書

（審査結果の登録、通知等）

第7 知事は、提出された申請書類により審査し、競争入札参加資格を認定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録するとともに、申請者に登録した旨と付与した等級等を通知するものとする。

（申請書記載事項の変更届）

第8 第7の規定による名簿に登録された者（以下、「有資格者」という。）は、次に掲げる事項について変更があった場合、速やかにシステムを利用して知事に届け出るものとする。

(1) 商号又は名称

(2) 住所（所在地）

- (3) 代表者又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人
- (4) 電話番号等連絡先
- (5) その他必要な事項

2 知事は、届出事項を確認の上、競争入札参加資格者登録名簿の変更を行う。

(競争入札参加資格の取消し等)

第9 知事は、競争入札参加資格者が施行令第167条の4第1項各号の規定に該当したとき若しくは法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者に該当するに至った場合、又は明確な虚偽申請が確認された場合は、その者に係る入札参加資格を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により競争入札参加資格を取り消された場合は、当該有資格者に対してその旨を通知する。

(発注標準)

第10 建設工事の種類ごとの発注の標準は、別に定めるものとする。

(専門工事業者の決定)

第11 土木一式工事又は建築一式工事で、工事の主体が専門工事である場合は、専門工事業者を含めて決定することができる。

(設備工事の分離契約)

第12 電気工事、電気通信工事又は管工事等の設備工事については、分離して入札に付することができる。

(業者の選定)

第13 業者を選定しようとするときは、建設工事にあつては資格総合点数別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する資格総合点数に属する有資格者の中から、建設コンサルタント等の業務にあつては建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿より営業の種類に対応する有資格者の中から選定するものとする。

2 県が発注する建設工事の種別に応じ、当該建設工事の種別に対応する建設業の業種については、別に定める。

(業者選定基準)

第14 第13の規定により業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 手持工事の状況

- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事施工についての技術的適性及び技術者の状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況及び構造改善の状況

(随意契約における業者の選定)

第15 随意契約による場合の業者選定は、第13の規定を準用し、有資格者の中から選定するものとする。

(選定の特例)

第16 特殊の技術を要する工事、緊急を要する工事又は特別の事由のあるときは、第13の規定にかかわらず業者を選定することができる。

(秘密の保持)

第17 業者の選定については、関係者以外の者にもれないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(建設工事入札参加資格審査委員会)

第18 入札参加希望者について、次の各号に掲げる事項を審査するため、建設工事入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 業者の適格性の判定及び有資格者の決定
- (2) 工事種類別の施工能力の判定
- (3) 工事成績及び安全実績等の評価
- (4) 競争入札参加資格の取消し

2 委員会は、建設部長を委員長とし、知事が指定する職員を委員として組織する。

3 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

6 委員会の会議は公開しない。

7 委員長、委員及びその他の関係者は、委員会の審議の内容を他に漏らしてはならない。

8 審議すべき事案について、委員長が急施を要し委員会を招集するいとまがないと認めたとき又は軽易な事案については、持廻りにより委員の審査を経ることによって委員会の審査にかえることができる。

9 特定建設工事共同企業体の有資格者の決定及び等級格付の決定について、委員長が認めたときは委員会及び委員の審査に付さないことができる。

(その他)

第 19 この要領に定めるもののほか、競争入札参加資格に関する事務の取り扱いについて必要な事

項は、別に定めるものとする。

附則 この要綱は、公布日から施行し、令和 7 年 5 月 1 日から付与する資格の申請に適用する。

（令和 4・5・6 年度競争入札参加資格審査の実施の特例）

2 この要領に関わらず、令和 4・5・6 年度の競争入札参加資格審査を行う場合は、なお従前の例による。

(別表1) (第5、第6関係)

信州企業評価項目審査基準等			
項目		加点点内容	提出書類
技術力	工事成績*	資格審査基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る長野県発注工事の工事成績平均点に応じ加(減)点 【加(減)点 = (工事成績平均点 - 65点) × 3.5】	不要(県資料と照合)
	優良工事等表彰*	資格審査基準日直前4年間に於いて、国又は長野県による企業表彰であつて、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を受けた場合に加点 【表彰1回につき10点(最大30点)】	表彰状の写し
	民間資格等	資格審査基準日及び申請日に於いて、雇用する技術者が経営事項審査に反映されない資格を有している場合に加点 【当該資格を有する技術者1名につき1点(上限30点)】	経営事項審査に反映されない資格の取得状況調
	ICT活用工事実績	資格審査基準日直前2年間に於いて、ICT活用工事(国及び県発注工事)の実績がある場合に加点 【1件につき5点(最大15点)】	・国発注工事においてはコリンドの「登録内容確認書」 ・長野県発注工事においては「工事成績評定通知書」又は「ICT活用工事履行実績証明書」
雇用環境	休業制度利用実績	資格審査基準日直前4年間に於いて、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合に加点 【5点(男性含む場合、更に+5点)(最大10点)】	育児・介護休業給付金関連で休業取得が確認できる書類(支給決定通知書等)
	ワーク・ライフ・バランス	資格審査基準日に於いて、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合に加点 【3点】	登録証の写し
		資格審査基準日に於いて、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証を受けている場合に加点 【1コース認証につき5点(最大15点)】	認証書の写し
	労働安全衛生	資格審査基準日に於いて、ISO45001、COHSMSのいずれかを取得している場合に加点 【15点】	登録証・認定証の写し
		資格審査基準日を含む年度の前年度に於いて、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動がある場合に加点 【5点】	活動証明書
	若年者雇用	資格審査基準日直前4年間に於いて、新規学卒者の社員採用がある場合に加点 【5点(技術職を含む場合、更に+10点)(最大15点)】	新規学卒者雇用状況調
	女性活躍	資格審査基準日に於いて、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合に加点 【5点】	主任技術者となる資格を有する女性技術者の雇用状況調
	障がい者雇用	資格審査基準日直前の6月1日に於いて、障害者雇用促進法43条第1項の規定に基づく「法定雇用率」を達成している場合、又は資格審査基準日に於いて、雇用義務のない者が障がい者を1人(雇用率制度に準じた算定)以上雇用して	雇用義務のある者：公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書の写し 雇用義務のない者：障がい者

信州企業評価項目審査基準等			
項目		加点内容	提出書類
		いる場合に加点 【10点】	雇用状況調
雇用環境	雇用維持・安定雇用	資格審査基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により加算 【50%以上 80%未満：6点、80%以上：10点】	技能労働者の賃金支払形態調
	週休二日等休日制度	資格審査基準日において、4週8休制を導入している場合に加点 【15点】	・本店の就業規則 ・就業規則で具体的な日を定めていない場合は休日カレンダーなど休日数が確認できるもの
社会的責任・貢献	環境配慮	資格審査基準日において、事業活動温暖化対策計画書を策定している場合に加点（策定義務者は加点対象外） 【10点】	事業活動温暖化対策計画書審査完了通知書
		資格審査基準日において、ISO14001、エコアクション 21又は地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）のいずれかの認証登録を受けている場合に加点 【7点】	登録証・認定証の写し
	産業廃棄物	資格審査基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合に加点（排出事業者《建設業》） 【10点】	協定書の写し
	SDGs	資格審査基準日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合に加点 【10点】	登録証の写し
	防災	資格審査基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合に加点 【10点（知事表彰受賞の場合は更に＋5点）（最大15点）】	登録証、知事表彰の写し
	協力雇用主	資格審査基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合に加点 【3点】	長野保護観察所が発行する登録証明書の写し
	入札参加停止	資格審査基準日直前2年間において、県から建設工事等入札参加資格の停止措置を受けている場合に減点 【停止月数×（－10）点（最大15点の減点）】	不要（県資料と照合）

* 土木一式、とび・土木・コンクリート、舗装の3業種のみに加点

